



2019 年ゴルフ規則の詳説

2019 年 7 月 1 日更新

この詳説は通常は四半期ごと(1 月、4 月、7 月、10 月)に更新されます。

次の更新は 2019 年 10 月初旬となります。

2019 年 7 月の新しい詳説はありません。

解釈 4.3a/1-グリーンリーディング資料の使用についての制限が「よくある質問」への参照とともにこの詳説に追加されました。この解釈は 2018 年 11 月に紹介されました。その当時は、「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」の書籍版はすでに完成していたので、私達のデジタル資料(Web など)に追記されただけでしたので参照を容易にするためにこの資料に含めることにしました。

規則

規則 1:

規則 1.3c(4):

1. 誤所からのプレーが、球を動かす原因となることに関連する:

プレーヤーが規則 9.4 に違反して自分のインプレーの球を動かし、その球をリプレースせずに新しい位置からプレーした場合、プレーヤーは誤所からのプレーをしたことに対する規則 14.7 に基づく一般の罰だけを受けます。規則 9.4 に違反して球を動かす行為は規則 14.7 に違反して誤所からプレーすることに関連します。(2018 年 12 月追加)

規則 4:

規則 4.1c:

1. プレーから除外したクラブはそのラウンド中は使用してはならない:

超過クラブがラウンド前にプレーから除外され、そのラウンドで持ち運ばれた場合、または、ラウンド中にクラブがプレーから除外された場合、そのラウンドの残りでそのクラブを使用してはなりません。

このことには、プレーヤーがクラブを取り替えることができる場合も同様で、規則 4.1b(4)の追

加の制限となります。(2018年12月追加)

規則 4.3a

1. 4.3a/1-グリーンリーディング資料の使用についての制限

解釈の目的：

規則 4.3 は、ゴルフはその成功がプレーヤーの判断力、技術、能力によって決まる挑戦するゲームであるという原則に基づき、プレーヤーのプレーの援助となるかもしれない用具や機器の使用を制限しています。この規則 4.3 の解釈は、グリーンを読むというプレーヤーの能力がパッティング技術の本質的な一部であり続けるように、ラウンド中にプレーヤーがパッティンググリーンの中の自分のプレーの線を読む支援として使うことができる詳細なパッティンググリーンマップや同様の電子的/デジタル資料のサイズと縮尺を制限しています。

パッティンググリーンマップ

プレーヤーはパッティンググリーンマップやその他のグリーン情報を使うことが認められますが、下記の制約があります：

- パッティンググリーンの画像の縮尺は 5 ヤードに対して 3/8 インチ (1:480) 以下に制限される (「縮尺の制限」)。
- パッティンググリーンマップや画像を含む本やその他の紙は 4 ¼ インチ (10.8cm) × 7 インチ (17.8cm) を越えてはならない (「サイズの制限」)。ただし、1 枚の紙に 9 ホール (あるいはそれ以上) を表示している「ホールロケーションシート」は、単一のパッティンググリーンの画像が縮尺の制限に適合していることを条件にそれよりも大きくてもよい。
- プレーヤーが普段装着している度付き眼鏡やコンタクトレンズ以外でパッティンググリーン情報を拡大することは認められない。
- パッティンググリーンについて手描きやメモで書き入れた情報はサイズの制限に適った本や紙にプレーヤーやそのキャディーが自分で書き込む場合にだけ認められる。

電子的/デジタルのパッティンググリーンマップ

電子的/デジタル形式においては、すべてのパッティンググリーン画像は上記の「縮尺の制限」と「サイズの制限」に適合していなければなりません。電子的/デジタルのパッティンググリーンマップが上記の制限に従っている場合でも、プレーヤーが下記のようにこの制限の目的に一致しない方法で機器を使う場合、そのプレーヤーは規則 4.3 の違反となります。

- 縮尺やサイズの制限を超えてグリーンの詳細のサイズを拡大する。
- プレーヤーの球の位置 (あるいは推定位置) に基づく推奨されるプレーの線を提

示する（規則 4.3a(1)参照）。(2018 年 11 月に発表された解釈を 2019 年 7 月に「詳説」に追加)

この解釈に関する「よくある質問 FAQ」は JGA ホームページで閲覧することができます。

規則 5:

規則 5.2:

1. 最初のストロークを行ったときに、最初の違反が生じる:

規則 5.2 の最初の違反の罰は、プレーヤーが 1 つの行為(例えば、ストロークを 1 回行う)をしたときに適用されます。2 回目の違反の失格の罰は、プレーヤーが認められていないすべての行為(例えば、球を転がす、2 回目のストロークを行う)をその後にした場合に適用されます。これらは規則 1.3c(4)に基づく関連する行為とは扱われません。(2018 年 12 月追加)

規則 10 :

規則 10.2b(4) :

1. 「ストロークのためのスタンスをとり始める」の意味。

規則 10.2b(4)はプレーヤーがそのストロークのためのスタンスをとり始めたときに、どのような理由であっても、プレーの線の球の後方延長線上やその近くにキャディーを故意に立たせることを認めていません。ここで言う「ストローク」は、実際に行われるストロークを意味します。

プレーヤーが少なくとも一方の足をスタンスのために置いたときには、実際に行われるストロークのためのスタンスをとり始めたこととなります。

プレーヤーがスタンスを解いた場合、そのプレーヤーは実際に行われるストロークのためのスタンスをとったことにはならず、そして規則 10.2b(4)の 2 つ目の中黒の規定は適用しません。

したがって、キャディーが、プレーの線の球の後方延長線上やその近くに故意に立ったときにプレーヤーがスタンスをとった場合、そのプレーヤーがスタンスを解いて、キャディーがその位置を離れるまでの間に実際に行われるストロークのためのスタンスをとり始めなければ、規則 10.2b(4)に基づく罰はありません。

このことは、コース上のすべての場所に適用します。スタンスを「解く」は、プレーヤーの足や体が意図する目標を狙うことに関する有益なガイダンスが与えられる可能性がある場所にはもはやないことを意味します。(2019年2月追加)

2. プレーヤーがストロークのためのスタンスをとり始めたときに、キャディーが球の後方に故意ではなく立つ例

規則 10.2b(4)はプレーヤーがそのストロークのためのスタンスをとり始めたときに、どのような理由であっても、プレーの線の球の後方延長線上やその近くにキャディーを故意に立たせることを認めていません。

「故意に」という言葉の使用は、キャディーが(1)プレーヤーがプレーされることになるストロークのためにスタンスをとり始めていること、そして(2)キャディーがプレーの線の球の後方延長線上やその近くに立っていることに気づいていることが要件となります。

キャディーがこの 2 つの事のどちらかに気づいていない場合、そのキャディーの行動は故意ではなく、規則 10.2b(4)は適用しません。

キャディーの行動が故意であるとみなされない例には次のことを含みます。

- キャディーがバンカーを均している、またはコース保護のために類似の行動をとって、自分がプレーの線の球の後方延長線上やその近くにいることに気づいていない。
- ストロークを行い、その球がホールに近くに止まったプレーヤーが、そのプレーヤーのキャディー自身がプレーの線の球の後方延長線上や近くにいることに気づいていない間に、そのプレーヤーが球に歩み寄って、その球をホールにタップして入れた。
- キャディーがプレーの線の球の後方延長線上に立っていて、プレーヤーがスタンスをとり始めるために動いたが、そのキャディーがプレーヤーから顔をそらして、または違った方向を見ていて、そのプレーヤーがスタンスをとり始めていたことに気づかなかった。
- キャディーが作業に取り組んでいて(例えば、ヤーデージを測る)、プレーヤーがスタンスをとり始めていたことに気づかなかった。

しかし、上記の例で、キャディーが、プレーヤーがすでにプレーすることになるストロークのためのスタンスをとり始めていたことに気づいていた場合、または、キャディーがプレーの線の球の後方延長線上やその近くに立っていることに気づいていた場合、そのキャディーはその場所から離れるためのあらゆる努力をする必要があります。

プレーヤーが球にセットアップすることに関連しないキャディーがとる一般的な行動、例えば、プレーヤーのクラブが木に当たるかどうか、プレーヤーがカート道路からの障害があるかを見るために確認すること、またはストロークの前にプレーヤーの頭上に傘を持っているなどは規則 10.2b(4)に基づく故意の行動としては扱われません。そのような行動でプレーヤーを援助した後、そのストロークが行なわれる前にキャディーが離れたのであれば、罰はありません。

プレーヤーかキャディーのいずれかが、意図する目標を狙うことはプレーヤーが 1 人で克服しなければならない挑戦であることを確実にするという規則 10.2b(4)の基本となる目的の裏をかこうとした場合、そのキャディーの行動は故意であるものとして扱われます。(2019 年 2 月追加)

3. プレーヤーがストロークのためのスタンスを取り始める前のアラインメントの援助:

解釈 10.2b(4)/1 では、規則 10.2b(4)の主要な目的は、意図する目標に向けて狙いを定めることはプレーヤーが自分自身で克服しなければならないチャレンジであることを確実にすることであることを説明しています。

次の場合、プレーヤーはストロークのためのスタンスをまだ取り始めていなくても、

- 狙いを定めることに関する有益なガイダンスを得られる可能性のある位置の近くにプレーヤーの足や体がある。そして、
- キャディーがプレーの線の球の後方延長線上やその近くに故意に立っている。

という状況では、キャディーがプレーヤーにアラインメントの援助を与えた場合に限り、そのプレーヤーはストロークのためのスタンスを取り始めたとして扱われます。

アラインメントの援助が与えられたが、そのストロークを行う前にプレーヤーが後ろに下がり、キャディーがプレーの線の後方から離れた場合、この規則の違反とはなりません。このことはすべてのコース上に適用されます。

キャディーがプレーヤーの後方に立つことで援助を与え、何も言わずに離れたとしても、そうすることで意図する目標に狙いを正しく定める合図をプレーヤーに与えていた場合はアラインメントの援助となります。(2019 年 2 月追加)

規則 10.3b (2):

1. プレーヤーが救済を受ける場合、キャディーは球を拾い上げることができる。

プレーヤーが規則に基づいて救済を受けるという結論になることが合理的である場合に限

り、そのプレーヤーのキャディーは球を拾い上げることの承認を与えられたものとして扱われ、罰なしに球を拾い上げることができます。(2018年12月追加)

規則 11 :

規則 11.1b :

1. 規則 11.1b 例外 2 の適用方法 :

規則 11.1b 例外 2 は「分かっている、または事実上確実」基準を使って適用されます。したがって、パッティンググリーンからプレーされた球が、そのパッティンググリーン上の人、動物、動かせる障害物に偶然に当たったことが分かっているか、または決定的な証拠がある場合には、そのストロークはカウントしません。(2018年12月追加)

2. 生きている虫は動物である :

規則 11.1b 例外 2 は生きている虫は動物であるので、その虫にも適用されます。(2018年12月追加)

規則 13 :

規則 13.1c(2) :

1. 雹(ひょう)による損傷の扱い :

雹(ひょう)によるパッティンググリーン上の損傷は修理することができます。(2018年12月追加)

規則 14 :

規則 14.3b(2) :

1. ティーはプレーヤーの用具 :

プレーヤーが使用している(例えば、基点をマークしているティー)、またはプレーヤーやそのキャディーが持ち運んでいるティーはプレーヤーの用具です。(2018年12月追加)

規則 14.3d :

1. ドロップした球の方向を故意に変える、止めたことに対する罰は常に適用される：

プレーヤーが正しい方法でドロップし、その球が止まる前に規則 14.3d に違反してその球の方向を故意に変えた場合、プレーヤーは再度、ドロップをしなければなりません。

そうする場合、プレーヤーは規則 14.5b(3)に基づいて誤りを訂正しているとはみなされず、規則 14.3d に基づいて一般の罰を受けます。(2018 年 12 月追加)

規則 14.5c：

1. 改善が球をプレーした救済エリアに影響しなかった場合、プレーヤーに罰はない：

プレーヤーが救済エリアを改善し、間違った方法でドロップした場合、そのプレーヤーが異なる救済エリアに正しい方法で球をドロップし直したときは、その改善がプレーした救済エリアを改善しなかったのであれば、プレーヤーは規則 8.1a に基づく罰はありません。(2018 年 12 月追加)

規則 16：

規則 16.1a(3)：

1. 救済が認められるかどうかを決定する場合の「球をプレーすることが明らかに不合理な場合」の意味：

規則 16.1a(3)の目的は、罰なしの救済がない物による障害によってプレーヤーがストロークをすることが明らかに不合理である場合にそのプレーヤーが罰なしの救済を受けることを防ぐことにあります。しかし、例えば、プレーヤーの球がジェネラルエリアの地面にくい込んでいて、プレーヤーが動かさない障害物の上に立っている場合、この規則は適用されません。この状況では、両方の状態以外の物が原因で救済が不合理とならなければ、いずれかの状態からの救済を受けることができます。(2018 年 12 月追加)

規則 16.3b：

1. プレーヤーは必ずしも地面にくい込んだ球の救済を認められるわけではない：

プレーヤーの球がジェネラルエリアの地面にくい込んでいたが、基点も、またコース上のその基点から 1 クラブレンジス以内もジェネラルエリアにない場合、そのプレーヤーは規則 16.3b に基づく罰なしの救済を受けることはできません。

例えば、次の場合には罰なしの救済は認められません：

- 球がバンカーの上の縁、壁、法面のぎりぎり根元にくい込んでいる。
- 球の直後の地点がバンカー内になる。そして、
- 基点から 1 クラブレンジス以内でホールに近づかない救済エリアがジェネラルエリアにない。(2018 年 12 月追加)

規則 17:

規則 17.1d(2):

1. 後方線上の救済の基点はペナルティーエリアの外でなければならない :

ペナルティーエリアから後方線上の救済を受ける場合、その基点はそのペナルティーエリアの外でなければなりません。(2019 年 4 月追加)

規則 24 :

規則 24.4b :

1. アドバイス・ギバーはプレーヤーの後方に故意に立つてはならない。

プレーヤーがスタンスを取り始めてから、アドバイス・ギバーがプレーヤーの後方に故意に立った場合、アドバイス・ギバーがそうすることをプレーヤーが承認していた場合、そのプレーヤーは規則 10.2b(4)に基づいて一般の罰を受けます(規則 1.3c(1)の最初の中黒を参照)。

プレーヤーがアドバイス・ギバーにそのような場所に立つことを頼んでいなかった、または了承していなかったが、それが認められないことであることを知っているのに、そうなることを反対したり、止めたりするための合理的な対策を講じなかった場合、そのプレーヤーは規則 10.2b(4)に基づいて一般の罰を受けます(規則 1.3c(1)の 2 つ目の中黒を参照)。(2018 年 12 月追加)

定義

クラブレンジス :

1. パートナーとプレーしているときの「クラブレンジス」の意味 :

パートナー形式のプレーの場合、それぞれのパートナーの最も長いクラブ(パター以外)を、ティーイングエリアを定める場合や、救済エリアのサイズを決定するのに使用することができます。(2018 年 12 月追加)

救済エリア：

1. 球が救済エリアの中にあるかどうかの決定：

球が救済エリア(つまり、適用する規則に応じて 1 クラブレングス、または 2 クラブレングスのいずれか)の中に止まったかどうかを決定する場合、球の一部が 1 クラブ、または 2 クラブレングスの長さの中にあれば、その球は救済エリアの中の球となります。しかしながら、球の一部が基点よりホールに近い所にある場合、または、罰なしの救済を受けた状態による障害が球の一部にあるときは、その球は救済エリアの中にあることにはなりません。(2018 年 12 月追加)

委員会の措置

ローカルルールひな型 B-2：

1. 反対側の縁の地点が別のコースエリアにかかってははいけない：

このローカルルールのひな型を採用している場合、球が最後にペナルティーエリアを横切った縁と、その縁からホールと等距離の反対側の縁とを結ぶ直線上にペナルティーエリア以外のコースエリアがかかる場合、そのプレーヤーは反対側の地点を使用することは認められません。(2018 年 12 月追加)

ローカルルールひな型 E-12:

1. ローカルルール E-12 「後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球」

ローカルルールひな型 E-12 後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球

目的

委員会は、後方線上の救済を受けた後、球を救済エリアの外からプレーしたという特定の状況では罰なしとするローカルルールを制定することができます。

このローカルルールの下では、球が救済エリア内にドロップされていて、ドロップされた球が最初に地面に触れた所から 1 クラブレングス以内に止まっていれば、プレーヤーは誤所からのプレーに対する罰を受けません。

例えば、球を正しい方法で、救済エリア内にドロップした後に、その球が基点よりわずかに前方に転がったとしても、ドロップしたときにその球が最初に地面に触れた所から 1 クラブレング

ス以内に止まっている場合です。このような場合、プレーヤーは規則 14.3c(2)に基づいて処置するか、その球が止まった所からプレーするかのをいずれかを選択できます。

このローカルルールは後方線上の救済の処置に関してだけ使用します。

ローカルルールひな型 E-12

「後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則 16.1c(2), 17.1d(2), 19.2b, 19.3b)によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から 1 クラブレンジス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。

このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2 回目のドロップであっても、規則 14.3c(2)を適用することができる。」(2019 年 4 月追加)

ローカルルールひな型 F-5 :

1. 動かさない障害物はジェネラルエリアにある必要はない :

動かさない障害物の位置に関して、「パッティンググリーンから 2 クラブレンジス」という文言にはパッティンググリーン上にある動かさない障害物を含みます。(2018 年 12 月追加)

ローカルルールひな型 G-9 :

1. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替えについてのローカルルール G-9

ローカルルールひな型 G-9

「規則 4.1b(3)は次のように修正される :

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1b(4)に基づいてそのクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールに関して：

- クラブが「壊れた、または著しく損傷した」は次の場合を意味する。
 - シャフトが複数に折れる、バラバラになる、または曲がる(シャフトがへこんだ場合は該当しない)。
 - クラブフェースのインパクトエリアが目に見えて変形している(クラブフェースに引っ掻き傷がついただけでは該当しない)。
 - クラブヘッドが目に見えて、そして著しく変形している。
 - クラブヘッドがシャフトから外れている、または緩んでいる(グラグラしている)。または、
 - グリップが緩んでいる。

例外:クラブフェース、またはクラブヘッドに亀裂があるという理由だけでは「壊れた、または著しく損傷した」ことにはならない。

このローカルルールの違反に対する罰 — 規則 4.1b 参照。」 (2019 年 4 月追加)